

仮 差 押 決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり  
請求債権の表示 別紙請求債権目録記載のとおり

上記当事者間の令和7年(ヨ)第83号事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、債権者に金200万円(札幌法務局令和7年度金第1503号)の担保を立てさせ、主文のとおり決定する。

主 文

債権者の債務者に対する上記請求債権の執行を保全するため、債務者の第三債務者に対する別紙仮差押債権目録記載の債権は、仮に差し押さえる。

第三債務者は、債務者に対し、仮差押えに係る債務の支払をしてはならない。

債務者は、上記仮差押債権額を供託するときは、この決定の執行の停止又はその執行処分の取消しを求めることができる。

令和7年10月16日

札幌地方裁判所民事第4部

裁 判 官 岡 本 利 彦



別 紙

当 事 者 目 録

〒004-0842  
債 権 者

札幌市清田区清田2条3丁目7  
エンブレム札幌清田管理組合  
代表者理事長 林 直 光

〒060-0002

債権者代理人

札幌市中央区北2条西10丁目  
植物園グランドハイツ東棟4階  
弁護士法人上野・横山・渡法律事務所（送達場所）  
弁護士 渡 能 史  
電 話 011（281）2801  
FAX 011（281）2802

〒151-0073  
債 務 者

東京都渋谷区笹塚二丁目21番12号  
日本システム企画株式会社  
代表者代表取締役 熊 野 活 行

〒100-8176  
第 三 債 務 者

東京都千代田区大手町一丁目5番5号  
株式会社みずほ銀行  
代表者代表取締役 加 藤 勝 彦

（送達場所）

〒151-0073

東京都渋谷区笹塚1丁目57-7  
株式会社みずほ銀行 笹塚支店

以 上

別 紙

## 請 求 債 権 目 録

金 6 8 0 万 8 1 0 4 円

ただし、債権者が債務者に対して有する下記不法行為に基づく損害賠償請求権

### 記

債権者が管理等を行う札幌市清田区清田2条3丁目番地26号・27号所在の「エンブレム札幌清田」の給水管設備の全部の更新工事を検討するにあたり、債務者は債権者に対し、あたかも「給水配管更生装置NMRパイプテクター」(以下「パイプテクター」という。)が配管内での新しい赤錆の発生を止め、既存の赤錆を不動態の硬い黒錆に変えて配管を更生し、外部腐食が無い限り配管の長期延命を可能にすることにより水道配管の更新を不要にするかのようなパイプテクターの構造及び効果について事実と異なる説明をし、その結果、債権者が債務者との間でパイプテクター設置契約を締結し、債務者にパイプテクターの設置代金として平成30年12月5日に支払った金680万8104円と同額の説明義務違反に基づく損害賠償請求権

以 上

別紙

## 仮差押債権目録

金680万8104円

但し、債務者（（商業登記上の旧住所）東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目20番10号）が、第三債務者（笹塚支店扱い）に対して有する下記預金債権及び同預金に対する預入日から本命令送達時までに既に発生した利息債権のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで

記

1. 差押えや仮差押えのない預金とある預金があるときは、次の順序による。
  - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
  - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの
  
2. 円貨建預金と外貨建預金があるときは、次の順序による。
  - (1) 円貨建預金
  - (2) 外貨建預金（差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場により換算した金額（外貨）。但し、先物為替予約がある場合には、原則として予約された相場により換算する。）
  
3. 数種の預金があるときは次の順序による。
  - (1) 定期預金
  - (2) 定期積金
  - (3) 通知預金
  - (4) 貯蓄預金
  - (5) 納税準備預金
  - (6) 普通預金
  - (7) 別段預金
  - (8) 当座預金
  
4. 同種の預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金があるときは、預金に付せられた番号の若い順序による。

以上

これは正本である。

令和7年10月16日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 水島 康 雅

